

# 横浜市の公共建築物における環境配慮基準

平成 26 年 12 月 4 日制定

平成 28 年 3 月 29 日改正

令和 5 年 1 月 31 日改正

令和 7 年 2 月 28 日改正

## 1 目的

この基準は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）及び横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月条例第 58 号）に基づき、横浜市が整備する公共建築物に求められる環境配慮の基準を定め、環境への負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮した公共建築物の整備を推進することを目的とする。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針（令和 4 年 4 月）により、木材の利用の促進を図るため、公共建築物における木材の利用の目標値を定める。

## 2 基本事項

### (1) 基本方針

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 5 条及び横浜市生活環境の保全等に関する条例第 141 条の 2 に基づき、横浜市は、公共建築物の建築に際し、建築物のエネルギー消費性能の向上及び環境への負荷の低減を図るために、適切な措置を講ずることとする。

### (2) 配慮すべき事項

横浜市が、公共建築物の建築に際し、環境への負荷低減を図るための措置について配慮すべき事項については、「建築物環境配慮指針（平成 17 年 3 月 15 日横浜市告示第 85 号）」に定めるものとする。

### (3) 公共建築物における環境配慮の基準

公共建築物における環境配慮の基準は次のとおりとする。

#### ア 建築物のエネルギー消費性能

##### (ア) 新築する場合（増築で既存建築物と別棟を建築する場合を含む）

原則として、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下、「基準省令」という。）に基づく設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。また、再生可能エネルギーに伴う一次エネルギー消費量の削減分を含めない。）の値が、基準省令に基づく用途に応じてそれぞれ次の値以下となること。

ただし、延べ面積が 300 m<sup>2</sup>未満の施設を除く。

##### a 事務所等、学校等、工場等

基準省令に基づく基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）の値に 0.6 を乗じて得た値（ZEB Oriented 相当）

b 住宅（市営住宅等）

基準省令に基づく基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）の値に 0.8 を乗じて得た値（ZEH 水準）

c その他の施設（a 及び b 以外）

基準省令に基づく基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）の値に 0.7 を乗じて得た値

(イ) (ア)以外

省エネ性能向上のための措置を講じること。

イ 横浜市建築物環境配慮制度（CASBEE 横浜）

(ア) 主要な施設※（市庁舎、区庁舎等）

Aランクとなること。（令和4年基準のSランク相当）

※大規模（概ね 10,000 m<sup>2</sup>以上）で不特定多数の市民が利用する施設

(イ) その他の施設（延べ面積が 300 m<sup>2</sup>以上）

B+ランクとなること。（令和4年基準のAランク相当）

(ウ) 次に該当する場合は、(ア)及び(イ)を適用しないものとする。

a 増築の場合

b 工場等

c 上記(ア)及び(イ)のほか、特殊な機能を有する公共建築物

ウ 木材使用量

(ア) 新築・増築する場合、以下に定める量の木材を使用すること。

a 学校等、住宅（市営住宅等）：0.01（m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>）

b 市民利用施設（区庁舎、図書館、地区センター、ケアプラザ、コミュニティハウス、児童福祉施設等）：0.008（m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>）

c その他の施設（a 及び b 以外）：0.005（m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>）

(イ) 次に該当する用途の部分及び建築物については、木材使用量（m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>）算定の際の対象床面積に算入しないものとする。

a 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造・木質化が困難な施設。

b 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造・木質化が困難な施設。

c その他、木造・木質化に困難な理由があるもの。

### 3 適用日

この基準は、令和7年4月1日以降に設計に着手するものから適用する。

なお、適用日前に設計を行ったものは従前の例による。